四十五字法体論管見

松井孝純

目次

序
一、清水龍山師と山川智応師との論争の発端
二、清水、山川両師の法体段に対する主張の要点
三、他師の四十五字に対する考え
四、苅谷日任師の四十五字妙判論
五、日隆聖人の四十五字妙判観
結

序

本尊抄の「今本時娑婆世界離三災出四劫常住浄土仏既過去不滅未来不生所化以同体此即己心三千具足三種世間也」の四十五字の文をば四十五字の法体と称し、昭和初期に清水龍山師と山川智応師との間に大論争が起り、日蓮門下の

宗学界を賑わし教界の注目を集めたのである。今その概要を略記し、此の四十五字の妙判についての現代諸師の考えを述べ苅谷日任師の論文を挙げ、日隆聖人の御科文を通じて此の妙判に対する小生の管見を述べたい。

一、清水龍山師と山川智応師との論争の発端

大正十四年十月、清水師が本門本尊論を著し、その本尊論を教界に問うたのである。而して、それを読んだ山川師がその本尊論に疑義を懐き糺そうとしたのであるが、その時機が来てなかったのである。此の間の事情について後に山川師が「観心本尊抄四十五字法体段正義」に

越①えて同十四年十月、尊台の「本門本尊論」を著はさるるや、また予に贈らるると共に「民報」紙上、本多、田辺両上人の著と忌憚なく比較論評せんことを需めらる。而も我が恩師は一流宗学者間のかかる問題の公然の討議を好まれず、よって尊台の意に応ずる能はざるなり

と云っている。それから五年後の昭和四年に山川師が「日蓮聖人の実現の宗教」を刊行すると清水師が、同書の主張する趣旨には共鳴するが、ただ本門の心法妙は仏心なりとの義には同意しがたいと手紙を以て評してきたのである。此の頃の清水師は日蓮宗大学の教授であり、翌五年には大学長に就任し、山川師は田中智学門下の俊足として、各種の著述を刊行し観心本尊抄の研究に寧日なき時代であった。

偶〻昭和八年一月の「棲神」誌上に清水師（既に大学長を辞任していた）が、その学弟高田恵忍師に与えられた私信を公開し、その中に山川師の説を河合日辰師の本尊論の説とならべて「②これ大いに議すべし、委悉は別稿を期す」と書いたのである。それを読んだ山川師が、同年の学年末、日蓮宗大学で講義の時に（昭和六年より日蓮宗大学の講師に就任）清水師の本尊論を、他の本多、田辺両師の説と清水梁山師の説と共に忌憚なく批判したことがある。此の

頃より両師の論戦の機が漸やく熟してくるように思われる。此の間の事情について清水師の言葉を要約すれば

③昭和八年の六月発行大崎学報82号に「観心本尊抄懸譜」其の一「四十五字法体大旨」を出して、山川智応氏の今文の「己心具足三千」の「己心」義を評す。然し氏は同次号に「観心本尊抄四十五字法体段正義」を書て之を破立せられたり。是に於て乎、予再び「観心本尊抄四十五字法体の大旨を鑽仰す」を出して之を破立したり。然るに予の「鑽仰」は学報に出すべく既に出でたる氏の序論、本論に就て論評せり……然も……結論は序論、本論の結論なれば、根本義に於て頗異ある理なきを思うて結論の論評は今秋書灯親むべき候を期する旨を報ぜり。……然れども前に云へる如く、結論は即ち本論の結論なり、本論に対する予の論評は結論を待つ必要がないと思う此れが一般の通説である。氏は其後「正義」を公刊し、結論を待たざる予の論評を指摘し破立を試みると雖も、予が破立は依然厳然、寧ろ氏が窮余憤余の嘲侮威嚇の醜状を見るのみである。……其の所論果して偏に自法愛染彼此愛憎心なき耶、妄りに経文祖典を引いて自ら荘厳して他を侮蔑す。……何ぞ其僭妄なるや。嗟復何等の残忍酷烈の文辞ぞや……

と山川師の「観心本尊抄四十五字法体正義の結論」に対し清水師は怒髪天を突き忿怒心頭に発する思いで読み書いている有様が推測されるのである。

然し清水師を怒らせた「正義の結論」を書いた山川師にも云い分があるのである。即ち昭和八年六月に大崎学報に清水師の「観心本尊抄懸禅・其一」の「四十五字法体大旨」が出て間もなく、其の年の十月の大崎学報に山川師も投稿依頼を受けたのである。然し三十年記念号であるため紙数の制限を受け「観心本尊抄四十五字法体段正義」の緒論と序論と本論しか書くことが出来なかった。然も清水師の論文は五十頁もあるのに山川師は三十頁しか許可してくれなかったのである。従って結論まで書けなかったのである。偶〻身延祖山学院同窓会から「棲神」誌上への原稿依頼を受けたので、此れ幸いと先の残りの結論を「観心本尊抄四十五字法体段正義結論」と題し三十四頁分を書いて十月

十五日に発送し、山川師立論の完結をみたのである。

ところが清水師は山川師の此の「結論」を見ないままに、大崎学報の記念号の山川師の「正義」に対して痛烈な論評を書き加えて、京都平楽寺書店より「観心本尊抄懸禅」を出版すると申し送って来たのである。驚いた山川師が棲神誌上の「結論」を読んでから論評せられたいと云い送ったが時すでに遅く、まもなく刊行されてしまったのである。然も清水師は山川師から送られてきた「結論」を読んで再び「山川智応氏の〝観心本尊抄四十五字法体段正義の結論〟を評す」という論文を書いたのである。此の様に山川師は清水師より常に一歩づつ遅れて対論している形で論争がおこなわれている。此の事は山川師も強調している。即ち

予④が先づ尊台の説を批判して「大なる謬りなり」といへるを以て、尊台は「大崎学報」に「観心本尊抄要義其一＝四十五字法体大旨」を公表せられたるものにして「自ら進むで論争を挑みし」者は、或は予なるかの如く、読者を誤解せしめむことを惧れ、甚だしき迷惑を感ずる所なり。元来、予は此の重大問題は唯両人にて静閑処にて研鑽せむと提議せし本人なり。また今度の論究を決する前にも、尊台は斯る重要問題において、吾等両者に異論ある如きは、他宗にも恥かしと慷慨せられしかば、さらば公けの論究を為さざらむといへるは予なり。此の時は予は教場にて一回の外、未だ曾て公けに尊台の説を批判せしことなし、いかむぞ自ら進むで論争を挑まむや……予は公けに尊台の義を批評する意志を毫も有せざれば、さることを孰れも書きたる記憶を有せざるが如き、余りの不思議さに貴指示の「毒鼓」十月号十三頁を見るに……また十七頁にも……三十四、三十五頁……その外、尊台指示にかかる「日蓮聖人研究」第二巻……「日蓮聖人の実現の宗教」等も読みかえせしが、本門の三法妙が迹門の三法妙に異るを説くに止まり、四十五字法体に及ばず。両書とも貴説の論評とおもはるる処は字もなし、尊台は何に依って此の言を為されたりや、予の記憶の忘失なれば明文を示さんことを請う。

と云っているのである。此の頃より、清水師の山川師の論旨に対する批評は次第に言葉尻を捉えての批難にかわっていくのである。即ち日蓮宗の静岡県宗報紙上の山崎海宣師の忠告に対しても、

⑤十六日付葉書と貴県宗報今十八日拝見、宗報巻頭論文は山崎師歟、御忠諫慚謝……彼山川氏の態度如何、相互解領発表研究書に自ら「正義」と題するは是れ相手を「邪義」少なくとも「異議」呼はりしたる者、特に其巻頭言恐れ多くも聖訓を借りて自ら「正義邪義」に擬し、特に「負け勝ち」の喧嘩辞もて「負けて降伏せざれば死ぬるぞ」とは何たる言ぞや、ピストルを向けられたる木堂已上なり。加うるに六月十三日の「大日本」「思師御清養日誌」には「これ本尊論といって大切なものだ、それに山川が今その事で龍山と議論をしておるから、一つ援兵を出してやろうかと思っている[27]」と。咄哉智公汝、何の資格を以て我を「龍山」と呼捨にする乎。設へ年令に於て一日の長たりとも、一在俗の身を以て、出家を呼捨にするは、世出の礼義尚許さず……現宗門に於て予を「龍山」と呼捨にすべき者は、大聖人以外復あるべからず。是等彼師資の暴慢の態度が予を憤激せしめ、自然激語を発せしめたり、而も予の痛罵も彼れには及ばず。更に入門処々愚弄侮蔑予の論評已上なるは御読取にや、但し双方共甚だ醜、由来本宗の論争は此弊に陥り、世人に慚愧、仍ては今回は此醜を再びせざるべく、予より予め山川氏に申入れたるに終に是の如し……

とあって感情をむき出しにした読むにたえぬ論旨である。こうなると山川師もまた

⑥尊台また初め「要義」と題す「要」の一字また当家に於て「正」と太だ異らず。「要義と題するは僭上なり。要義と否と果して何人か審判する」というものあらば如何。昔一妙日導師「祖書綱要」を撰す。果して祖書の綱要なりや否や、何人か此を審判する。乃至己見に執著するなくむば、何ぞ正義要義の孰れにあるかの決せざるの理あらむや。その決せざるは、慢我自高、或は名利に拘はり、理の趣くところも苟くも之を瞞過せむとするものあるに由らず乃至予は此の論究において、一句の悪言嘲笑を交うることなく、ただ理を究め義を尽さんことを欲す。氏の「再

鑽仰」悪言嘲笑に類するあるも予は之を咎めず、ただ今後の態度の正醇を希うのみ

と云って応酬する。此の様に宗学上の四十五字法体論は、その問題点を離れること枝葉からも末節からも、遠く離れてしまい、相手を中傷する言辞に陥った観がある。而して昭和九年五月山川師は「観心本尊抄四十五字法体正義」を信心社より出し、論争の要点を集約し、清水師は昭和十六年十二月「観心本尊鈔講義」を平楽寺書店より出して、その付録に山川師との論争の要点を集録し、やがて世界第二次大戦へと時代が移り、此の論争も世人の口端より消えていったのである。

二、清水・山川両師の法体段に対する主張の要点

1、清水師の主張の要点

イ、此の四十五字の法体を、本迹に配分すると雖も、此の法体は本門の三法妙の一念三千の観心の法体であることを知らねばならぬと云っている。その要点を図解すると（要義21、懸禅17頁参照）

- 三法妙
  - 佛法妙
    - 今本時娑婆世界離三災出四劫常住浄土（能化の仏土―依報―の常楽我浄）
    - 佛既過去不滅未来不生（能化の仏身―正報―の常楽我浄）
  - 衆生法妙
    - 所化以同体（所化の九界の衆生の身（正）土（依）も同じ）
  - 心法妙
    - 此即己心三千具足三種世間也（三法各三千を具して境妙なれども別して修行の難（仏法の高遠、衆生法の広散にして難）易（自己の心法の近要にして易）に従へて行者の己心に結帰して妙を示す）

ロ、「己心」を山川師が本仏の己心と称しているが、本尊抄全文中には文義意絶無であるし、山川師がその著の

「正義」に常、朝、忠等諸先哲の文を引用して仏界己心義の証文としているが、是等はかえって、凡夫己心義の証文となるものばかりである。

ハ、此の四十五字は、正しく本門寿量文底の一体三宝、一念三千の観心（能観妙境所観妙境）の法体である。然も「観心」は事理を問はず先づ通じて十界三千（十界三千に広―開三法妙は略―合）の迷悟因果（法）を判じ、又其互具互融（妙）を示し、而も三法の中に就て彼生仏を去って、別して此の「行者の己心」に就くのが定判綱格である。

ニ、若し、此の四十五字を山川師の如く単に仏界所具の九界と解し、本仏果上の妙用である本門の十妙の本因、果、国の三妙に配当し、単に一仏法妙、本仏本尊の法体を明す文であるとするならば、

A、単に所観の妙境、本尊の法体の義を成じて、能観の妙境、題目の法体の義を成ずることが出来ない。総題の「観心」と云い、送状の「観心ノ法門」と云うも、所観の本尊の法体であるというだけではすまされぬ。

B、所観の妙境の本尊についても、云うなれば教門本仏本尊、観門己心（凡夫）本尊の二義が自ら備はっているものである。然るを山川師の如くなれば、単に仏法妙本仏本尊のみの法体となり、観門己心本尊の義を欠くことになる。

C、此の文は明らかに三法妙判であって、在他の生仏を「己心」に摂帰し給うとの文義分明である。それを三法妙の「心法」を「本果の仏心」と為すが如きは、二門二家は愚ろか経論絶無の珍法門である。

ホ、若し単に本果仏法妙を明す文とするも「己心」は本因妙の摂属にして断じて本果妙の本仏の「己心」に非ず。「己心」の言「行者己心」なること一代結論の定判である。然るに山川師は、古人の因果国三妙配釈に依った上に、綱要師等の三法妙判をも併用している。而して、三妙は専ら果上の妙用に限って因人に通ぜず。三法妙は迷悟因果に通ず。此性質を殊にする二種の法相教義を並べ用いたから両頭の蛇、二途不摂、進退谷まるの状憫笑に禁じへたり

へ、在文分明なる三法妙判の文を古今人或は本門十妙の三妙に配釈したるは、徒らに寿量の文上教相にとらはれ、文底三法妙に約している事観の法体を明された聖意を知らないからである。

2、山川師の主張の要点

イ、此の文が、本宗の三法妙たるは共許の義であると思う。然るに清水師は本迹二門、台当両家の三法妙一轍なりと独断せらるるも、其の然るべき道理及び聖典台釈の依拠の文証が挙っておらぬ。

ロ、此の文が本門の十妙に約して説くと定まれば、其の衆生法妙は、必ず本眷属妙を以てし、本因妙に配すべきである。然らば聖文の「所化」は必然的に「本化」となるのが当然である。然るに清水師が「本化」に非ずというておるが、では道理・文証を挙げて説明せられたい。

ハ、此の文の「今本時娑婆……所化以同体」の三十二字は本門の教相を尽した文である。即ち、本門の教相の精要である本国土、本因、本果の三妙を挙げられたものである。また他の本感応妙、本神通妙、本説法妙、本眷属妙、本利益妙、本寿命妙、本涅槃妙の七妙は任運にこの三妙に摂せられるのである。而して「此即己心三千具足」等の十三字は、従教起観して本門の観心を示されたものであることを知らねばならぬ。

ニ、清水師は本抄の「己心」とは悉く凡夫六識陰妄の己心なりと主張し、その証拠として㈠本抄巻頭の「止観」の「夫一心」の文、㈡「観心者、観二我己心一、見二十法界一、是云二観心一也」の文、㈢「我等凡夫心」の文、㈣「我等己心所具」㈤「我一念十界、己心三千歟」等の文を挙げている。然し㈠は証拠にならない。余は四十五字の法体の己心は「本仏の己心」であると思う。なんとならば、それは現文の意であり祖意であるからである。即ち此の文の直下に「迹門十四品ニハ未ダ之ヲ説カズ」とある。衆生己心具足の一念三千ならば迹門十四品中、特に方便品に説くのが当然であるがそれが「迹門十四品未説之」とある。故に本門寿量品の本仏の己心である。これが祖意である。

以上のようなことを述べて、そを要約図示して

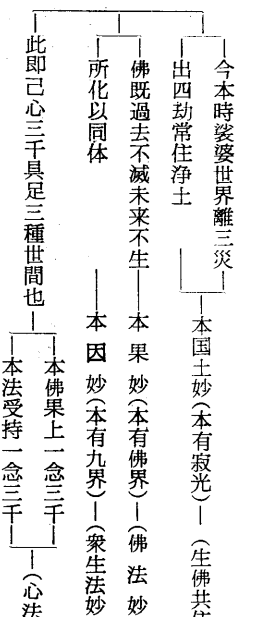

3、両師の主張の要約

優陀那日輝及び一妙日導の学系を祖述する立場から心法妙、仏法妙、衆生法妙の三法妙の上から四十五字の法体を論じたのが清水師であり、此れに対して山川師は本因妙、本果妙、本国土妙の三妙の上から四十五字の法体を論じたのである。もう一つの問題点は、妙判中の「己心三千」の「己心」を、清水師は我等の因迷の一心一念、日夜現前刹那生滅の六識陰妄の凡夫心であるとし、山川師は本尊抄の次の文とあわせてみてもわかるように本仏果上の「仏心」であると主張したのである。

三、他師の四十五字に対する考え

両師の論争に直接介入し論評を加えているのは清水師の学系に属する高田恵忍師がおり、苅谷日任師は直接介入ではないが四十五字妙判について論じている。（本論争以前の先師については、しばらく此れをおく）

○高田恵忍師……「観心本尊抄の観心義論争の核心」の中に於て、山川師の説に対して批判している。今その要点を

挙げると、

1、⑦先哲八家が本門の十妙の本因果国の三妙を用いて四十五字を釈しているが、何れも行者己心で、仏界己心ではない。それに対して山川師は、だから自分も本法受持一念と立てて行者己心のことも説いているではないかと云うが、龍山師は先哲八家と同じく最初から行者己心、即ち凡夫心で論をすすめている。然るに先づ仏界己心、次に行者己心と二段構へでゆく山川師のような曲乗宗学を以て正統宗学を論議されては困る。

2、中川日史師の「観心本尊抄提案」にも、己心を仏凡相対して凡夫心仏法及衆生法の客観に対して主観行者の心法と解している。理即の凡夫も性徳門、法体門には本より三千を具している。然れども今の意は別して「名字即の位より即身成仏する」妙行を説くのであるから、中川師の如く、凡夫心と云っても名字信順の行者に約することはもっともなことである。

然るに山川師は、凡夫己心と行者己心とに分け、仏界己心に対して三段構へ、三重の己心を立てている。此のような新法相が和漢仏教辞典に果してあるだろうか。三段構への論法は簡単明瞭を欲するものにとっては白馬非馬の詭弁、新聞屋的理屈である。

3、四十五字法体前後の文の己心が悉く行者己心になっているのに、四十五字の己心だけが急に仏界己心となるのは間違いである。

4、山川師が、己心という法相は、玄義観心十妙の下にもあるとおり、本門十妙は第十仏界の妙用を説いたものであるという。然し、今此処での観心は凡夫の観心証入の方法を示した場面であるから、観心の心は凡夫行者在迷の心法で、因迷果悟の十妙十具せるを観ずるのである。

5、玄義本門十妙を心仏衆生の三法に配釈せる意を誤解して、本妙の下の心法を仏の心法とし、天台の所判にもあ

る通り仏界己心だと主張するが、十妙は独り果仏のみに具はるものではなく、迷悟因果、即ち、心仏衆生の三法、即ち十界皆各具するものであることを知らねばならぬ。

○中川日史著「観心本尊鈔提案」に批評ではないが「己心」をば凡夫行者の己心と云っている。

○望月歓厚師は、清水師の「観心本尊抄の観心と信心」に望月師が初心学徒の迷惑を慮りて所見を発表しないから、山川師に「輝師亦我義也、望月氏之を援証せり云云」と云はしめたと批難している。しかし、その後の望月師も本尊抄講義では己心は行者己心と云って伝統宗学の立場をとっている。

○馬田行啓師の「日蓮」の観心本尊抄の下にある己心義については、さしさわりなく清水、山川両師共に行啓師の自説と同じであると「信心」及び「観心と信心」の所で述べている。

○田辺善知師の「観心本尊鈔通解」（一五〇頁）は「己心に就て、或は法界周辺の大心と云い、或は行者の信念、若くは観念と云う、此等は共に学者の異義、上来の文義に応ぜず。上に数々「我等己心」とあるは孰れも凡夫の迷信を指す。また敢て信不信と観不観とを簡ばず、殊に今の「己心」は能具の一念を云う。乃ち一切衆生一一に現起する前滅後生の刹那心なり……」と云って、清水師の己心論と相似の趣きである。

○新間智啓師は両師かの寄贈本についての礼状を挙げて、両師が共に自説と同じであると云っている。

○苅谷日任師[8]については、清水師の「観心と信心」の中で山川師が「尼崎学叢の苅谷師の四十五字法体弁亦余の義に同じ云云」と云っているが、山川の師匠田中居士は夙に隆師崇拝者なればもっともなことだ。予は設へ苅谷師の説が隆師の義であっても、本抄の文義意上学的に断じて従う訳にはいかぬ。

その他にも四十五字法体に対する所論があるが、今は略す。

四、苅谷日任師の四十五字妙判論

苅谷[9]師はその著に、四十五字の妙判は、その前文が今日一代五十余年の説法たる始成権仏の所説の身土、即ち迹中の身土を悉く無常の身土なりと破したのを受けて、次に本地の法相たる身土を顕わされた文であって、此の四十五字の妙判によって、真実たる本地久遠の一念三千を顕発せられたのである。と云っている。

而して、此の妙判を、約脱、約種、約種脱合の三約に分て論じている。第[10]一の約脱の上から四十五字をみるときは、久遠本仏果上の一念三千を明したものである。即ち本地久遠法身本因果不二の理具一念三千を顕成せられたものであると論じている。第二の約種の上から四十五字をみるときは、久遠本仏因上の一念三千を明したるものである。即ち本地久遠報身本因果而二の事具一念三千を顕成せられたものであると論じている。第三の約種脱合の上から四十五字をみるとき「本因[11]本果不二の理具一念三千と本因本果而二の事具の一念三千と、此の理事の一念三千の二法は対立するものでは無く、本因果不二の理具一念三千は境智を具して境となり、本因果而二の事具一念三千は境智を具して智となり。互に境は智に合し智は境に冥して、本因本果の一念三千の仏種子を成立し、末法下種の仏種子を極成せられたのである」と論じ、境智冥合して末法下種の仏種子を成立させる法体論を展開しているのである。

而して苅谷師は、此の四十五字の妙判と、次の「迹門十四品……未熟故歟」の文を対比し、所謂、四十五字の法体の文は、本地久遠の一品二半の一念三千をあらわす文であり、その結びとして「迹門十四品……未熟故歟」と仰せられ次の「此本門肝心於南無妙法蓮華経……説八品付嘱之」と述べられて、真実の本地の妙法蓮華経を顕はされたのであると論じている。

次に己心については、脱に約して云えば本地、本因本果不二の久遠法身本仏果上の己心であり。種に約して云えば本地本因果而二の久遠報身本仏の己心であって常証の上からは大慈悲長寿の己心であり、常修の上からは本化上行菩薩の一念信心の己心である。と論じ、常証の辺からは仏心であり、常修の辺からは行者（本化上行菩薩）の一念信心の己心であると云っているのである。

五、日隆聖人の四十五字妙判観

日隆聖人の本尊抄の科文中、「今本時娑婆世界……八年之間但限八品」の妙判に「中科第二、正シク本門依正久遠ノ一念三千ノ躰ヲ顕ス三」と懸科し、その妙文の初めの「今本時……」等の四十五字に対して、「小科第一、本門一品二半ノ正宗ノ意ニ約シテ理具一念三千ヲ顕ハス」と懸科されている。

即ち「中科第二」の科文の要旨は、五味主の本門法華経に於て理事の一念三千を論明せられるにあたって、正しく本地本門法華経の法相たる十界依正は、常住であるということを明らかにして、久遠の一念三千の実体能摂事具南無妙法蓮華経を顕はされたのである。而して此れによって一念三千の出処も顕はれるのであるから、此の本文は、分れて三となる。と云うておられるのである。次にその初めの「小科第一」即ち四十五字の妙判についての科文の要旨は、五味主の本門法華経に於て、一品二半の正宗の意に約して常住久遠の十界依正の法相を明して、理具一念三千を顕わされたものである。と云っておられるのである。

即ち中科第二と科文せられた妙判の「今本時……以下……但限八品」は、本地本門法華経の法相たる十界依正、理具一念三千の別体と、事具一念三千総名南無妙法蓮華経との総別能所、本地本門常住久遠の事理の一念三千の所在を明らかにされた妙判であると云うことを日隆聖人は述べられているのである。

従って日隆聖人は、四十五字の妙判を本地本門八品の教相の立場から、爾前迹門の諸経今日一代五十余年の教経の法相を破して、本地本門法華経を顕わし、而して其の久遠常住の法相を顕わされたものと拝読されたのである。

また日隆聖人は[12]此の妙判に添詮をされて、

観心本尊抄に云く、今本時娑婆世界離三興出四劫常住浄土也。（已下本国土妙国土世間也）仏既過去不滅未来不生。（已下本果本因謂ル陰生ノ二世間也）所化以同体也。（已下本因妙）

己心三千具足三種世間也。

とある。此の添註は四十五字の妙判が本因果国の陰生士依正互具の一念三千を教示されたものであり、本尊抄科文と同意である。なんとならば[13]弘経抄に「此の本地甚深の妙法蓮華経（私註・所摂の法とは）陰生土三世間、依正互具三千なり、玄の七の本の十妙の初の本因本果本国土是れなり。謂く本因本果は能居の陰生二世間なり。本国土は所居なり国土世間なり。此の因果国の陰生土依正互具の三千を妙法蓮華経に収むるなり。」とあって、本因果国三妙陰生土三世間依正互具三千は、総名所摂の事具三千なることを教示になっておられるからである。

次に己心三千具足の己心について、

日隆聖人[14]弘経抄に「仏法の大体は教を授けて教を知らしむる事は修行の為なり。修行とは観心なり。然るに前の因縁約教本迹は教なり他の宝なり。故に此の因縁約教本迹の他宝を自心の宝に成ずるは観心釈の処中なり之に依て疏の一に云く若し迹を尋ぬれば迹広し徒らに自ら疲労す○但だ己心の高広を観して無窮の聖応を控く[云云]記に之を受けて（中略）但だ心を観する故に己心の高深に達するは己が本を見るなり○理を以て摂するが故に己心の該広に達すれば己が迹を見るなり[云云]。前の三釈は教にては権実本迹なりと云へども己心に入りて三千を成すなり」とあって、迹門に於ける観心の処中を説き己心の三千についてふれ、次に本門における観心について「[15]観心とは前の[16]三を己心に入れて之を信ずれば今の観心の行者即ち過去下種本因妙名字観心の行者と成って（中略）末代凡愚の身たりと

雖も無二の信心を以て南無妙法蓮華経と唱ふれば速に名字即妙覚の位に至って（以下略）」と述べておられる。此れらは所謂無二の信心ある行者が唱題する一念の己心を云っておられるのである。したがって本尊抄の「此即己心三千具足三種世間也」と仰せられた十界依正事具三千の体を顕すには「己心」が必要であるということを知るのである。即ち「今本時娑婆……所化以同体」なる本因果十界互具、本地久遠事常住の身土、三千の法相を以て、之を己心に入らしめて「此即己心三千具足……」と事具一念三千を極成せしめられたのである。然し此の事具一念三千も次の総名南無妙法蓮華経に対すれば理具一念三千と称せられるものである。

而して此の「己心」について在滅の二種が分別されて当然である。然し本尊抄の今の文にある己心は一向滅後流通のものである。従って此の己心について忠師見聞[17]に「滅後に約して云時は能化の蓮師大士も所化の本門直機も事の一念三千具足の衆生也。爰を以て己心、三千具足三種世間也云云（以下略）」と云い、「己心」は能化のものでもあり所化のものでもあり、凡夫心でも仏心でもあると述べている。然し能所の己心であっても理具三千は無始性徳の法として具しているが、事具三千は修徳の法として迹門十四品を過て本門に至って顕はるるのである。更に忠師[18]見聞には「此事具三千を己心の具徳と顕す事は寿量品を信ずる行者に取ての事也。不信行者に取ては衆生理具三千故能感の分斉也。此事の三千の法体を言説に出して説玉うを寿量品と云う。其をつづめて付嘱ある処が上行所伝の秘法也。爰を此本門肝心南無妙法蓮華経五字等云云。上に此己心三千具足の判是指して此本門云云」とあって、事一念三千、総名受持の一念を己心と約しているのである。先の日隆聖人の「末代凡愚の身たりと雖も無二の信心を以て……」と仰せられた通りの無二の信心をもって唱題するところの己心を云うのである。即ち本地久遠報身本化上行菩薩の一念信心の己心を滅後末法我等受持信者の信心口唱の無二の一念の己心が日隆聖人の己心観である。

而して、此の己心は、また日隆聖人の仰せの如く、本地久遠の報身の本仏釈尊の一念にして、久遠報身本仏の大

慈悲の一念の己心でもある。即ち本尊抄結文にある「不識一念三千者仏起大慈悲」と仰せられた本仏果上大慈悲の一念の己心である。その己心は日隆聖人が「[19]此の娑婆世界に久遠の昔（本因妙の本地）釈尊は、先づ修因感果して妙法蓮華経（事一念三千）を証得し娑婆世界の一切の衆生を化して、」と仰せられておられる妙法蓮華経を証得した果上の己心であり、「[20]本地の報身は長寿にして慈悲を滅後（末法）最下の悪人に下種」されようとした本仏の長寿慈悲の己心でもある。

結

以上四十五字の妙判について清水・山川両師の論争より終り日隆聖人の妙判観について略述したが、此の四十五字の妙判は本尊抄の中でも理事の一念三千を論明する主要な位置にあり、簡単に見すごすことの出来ぬ妙判である。然し多くの先師は余り釈を加えていないのである。然し、両師の論争以後の本尊抄の講釈に於ては、詳説し自説する先師が多くなっている。両師の功と云うべきであろう。

当宗の先師に於ては日隆聖人を始め妙蓮寺日忠、本能寺日行等の先師が深く釈を加えている。日隆聖人は弘経抄[21]で「次に今本時の娑婆世界は三災を離れ四劫を出でたる常住の浄土なりと云うより次下の在世の本門と末法の始めは一同に純円也。但し彼は脱此は種也。彼は一品二半此は但題目の五字也と云う一品二半と八品と相対分別して終に本門八品上行要付の十妙惣在の妙法蓮華経を釈するなり」と仰せられ、此の四十五字が「本門一品二半の正宗の意に約して理具一念三千を顕はす（科文）」重要な妙判であることを指摘されているのである。本迹一致教学と本迹勝劣教学の両教学の基盤が清水・山川両師の論争発展となったが、本迹勝劣教学に於ても、迹中之本、別体寿量中心教学が自説を主張し本地総在、本門八品の教学に論争を持ち込むことがないとは云えぬ。而して此の四十五字法体論は、いつ

も新しく我々の眼前に横たわる宗学上の起爆剤でもある。

註

① 観心本尊抄四十五字法体段正義　山川智応著、付録　二〇頁
② 同　二一頁
③ 観心本尊鈔講義　清水龍山著　四一三頁
④ 観心本尊抄四十五字法体段正義　山川智応著　付録　二四頁
⑤ 観心本尊鈔講義　清水龍山著　四一五頁
⑥ 観心本尊抄四十五字法体段正義　山川智応　付録　二八頁
⑦ 観心本尊鈔講義　清水龍山著　四九八頁
⑧ 同　四九七頁
⑨ 尼崎学叢　本門法華宗学林刊　十三頁
⑩ 同　十六頁
⑪ 同　三一頁
⑫ 法華宗本門弘経抄　第十巻　法華宗刊　五八八頁
⑬ 同　第一巻　五一頁
⑭ 同　第一巻　六〇一頁
⑮ 同　第一巻　六〇四頁
⑯ 同　第一巻　六〇三頁の文である
⑰ 日蓮宗宗学全集本門法華宗部第二　一〇九頁
⑱ 同　一一〇頁
⑲ 法華宗本門弘経抄　第一巻　法華宗刊　五一頁
⑳ 同　三四二頁
㉑ 同　三三二頁